

中央通り線出店促進事業（ユニットハウス）募集要項

●応募資格

実施事業者は、本実施要領に定める内容及び条件等を十分に理解し、かつ、応募内容を実行する意思と能力を有する個人のかたとします。

また、次のいずれかの項目に該当するときは、応募することはできません。

- (1) 館林市暴力団排除条例（平成 24 年 12 月 26 日館林市条例第 18 号）に規定する排除対象者に該当する場合
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされているもの又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に基づき再生手続開始の申立てがなされている場合
- (3) 税の滞納がある場合
- (4) 法令等の規定により許認可等が必要とされる条件を満たしていない場合
- (5) すでに創業している場合

●提案内容

(1) 提案の要件

事業の提案内容は、以下の事項を遵守すること

- ア 対象地を活用した商業活動等を展開することにより中央通り線沿線の賑わい創出に繋がる事業とすること
- イ 日本標準産業分類において別表に掲げる業種に該当すること
- ウ 仮店舗ではなく営業日数週 4 日以上を満たすこと。（継続的な事業）
- エ 確実に実施できる内容であること。
- オ 利用者及び周辺住民に配慮し、公序良俗に反する行動をしないこと。
- カ 事業の継続的な実施にあたって、市の財政負担を前提としないこと
- キ 令和 5 年度～令和 7 年度に市創業塾（応用編）を受講し、修了していること。
- ク エントリーシート及び創業計画書を提出すること
- ケ 感染症等拡大防止対策を十分に行うこと。
- コ ユニットハウスの使用について、常に善良な管理者の注意をもって運営すること。
- サ 市の事業やイベント等に協力すること。
- ソ 商福連携施設として、障害者福祉サービス事業所との連携をすること。また、物件内での事業所の焼き菓子の販売等商品販売に了承すること。

別表

| 大分類 | 中分類 | 小分類 |
|------|-----------------|-------------------------------|
| I小売業 | 各種商品小売業 | 0 管理、補助的経済活動を行う事務所(事務所のみは除く。) |
| | | 1 百貨店、総合スーパー |
| | | 9 その他の各種商品小売業(従業員が常時50人未満のもの) |
| | 織物・衣服・身の回り品・小売業 | 0 管理、補助的経済活動を行う事業所(事務所のみは除く。) |
| | | 1 呉服、服地・寝具小売業 |
| | | 2 男子服小売業 |
| | | 3 婦人・子供服小売業 |
| | | 4 靴・履物小売業 |
| | | 9 その他の織物・衣服・身の回り品小売業 |
| | 飲食料品小売業 | 0 管理、補助的経済活動を行う事務所(事務所のみは除く。) |
| | | 1 各種食料品小売業 |
| | | 2 野菜・果実小売業 |
| | | 3 食肉小売業 |
| | | 4 鮮魚小売業 |
| | | 5 酒小売業 |
| | | 6 菓子・パン小売業 |
| | | 9 その他の飲食料品小売業 |
| | 機械器具小売業 | 0 管理、補助的経済活動を行う事務所(事務所のみは除く。) |
| | | 1 自動車小売業 |
| | | 2 自転車小売業 |
| | | 3 機械器具小売業(自動車、自転車を除く。) |
| | その他の小売業 | 0 管理、補助的経済活動を行う事務所(事務所のみは除く。) |
| | | 1 家具・建具・畳小売業 |
| | | 2 じゅう器小売業 |
| | | 3 医薬品・化粧品小売業 |
| | | 4 農耕用品小売業 |

| | | |
|--------------|--------------------|-------------------------------|
| | | 5 燃料小売業 |
| | | 6 書籍・文房具小売業 |
| | | 7 スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業 |
| | | 8 写真機・時計・眼鏡小売業 |
| | | 9 他に分類されない小売業 |
| M宿泊業、飲食サービス業 | 宿泊業 | 0 管理、補助的経済活動を行う事務所(事務所のみは除く。) |
| | | 1 旅館、ホテル |
| | | 2 簡易宿所 |
| | | 3 下宿業 |
| | | 9 その他の宿泊業 |
| | 飲食店 | 0 管理、補助的経済活動を行う事務所(事務所のみは除く。) |
| | | 1 食堂、レストラン(海の家を除く。) |
| | | 2 専門料理店 |
| | | 3 そば・うどん店 |
| | | 4 すし店 |
| | | 5 酒場、ビヤホール |
| | | 7 喫茶店 |
| | | 8 その他の飲食店 |
| | 持ち帰り・配達飲食サービス業 | 0 管理、補助的経済活動を行う事務所(事務所のみは除く。) |
| | | 1 持ち帰り飲食サービス業 |
| 2 配達飲食サービス業 | | |
| N生活関連サービス業 | 洗濯・理容・美容・浴場業 | 0 管理、補助的経済活動を行う事務所(事務所のみは除く。) |
| | | 1 洗濯業 |
| | | 2 理容業 |
| | | 3 美容業 |
| | | 4 一般公衆浴場業 |
| | | 5 その他の公衆浴場業 |
| | 9 その他の洗濯・理容・美容・浴場業 | |
| | その他の生活関連サービス業 | 0 管理、補助的経済活動を行う事務所(事務所のみは除く。) |

| | | |
|--|--|---------------------|
| | | 3 衣服裁縫修理業 |
| | | 9 他に分類されない生活関連サービス業 |

(2) 提案の対象外

次に掲げるものは、事業の提案の対象外とします。

- ア 各種法令等で禁止されている行為
- イ 政治的活動又は宗教的活動
- ウ 青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供等
- エ 騒音や悪臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される行為
- オ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)」第2条第5号に規定する指定暴力団等の活動
- カ 公序良俗に反する行為
- キ その他、事業内容として不適切と判断する行為

(3) 実施期間

実施開始日は双方協議の上決定するものとし、終了日は令和9年3月31日までとする。上記期間を短縮する場合は双方協議するものとする。

(4) 費用負担

事業実施に係る費用負担については、次のとおりとする。

事業者負担

- ・建物使用(賃借)料。
月額3万円とする。
- ・光熱水費の使用料(ガス、電気、上下水道等)
- ・退店となった際の清掃費用(グリストラップ清掃、店内清掃、エアコン等機器の清掃)
- ・既存設備機器以外の備品

(5) その他

- ・建物に設置している旧店舗の表示(シルクスクリーン)の撤去及び新店の表示に係る費用は出店者の負担で実施すること。なお施工の際には、施工の方法、スケジュール等市に事前協議すること。
- ・既存設備の修理が必要となった場合には、市と協議するものとする。故意による故障(破損)や、不注意、粗暴な使用による故障(破損)は出店者が修理し費用を負担する。

- 上記記載以外の費用は、原則双方協議するものとするが、事業者が負担する場合がありますため、了承すること。